

処分基準（公表用）

様式第4号
所管課 水産課

法令名	漁業法			法令番号	昭和24年法律第267号		
手続名	委員会指示の遵守命令			根拠条項	第120条第11項		
処分基準	<p>知事は、下記のいずれかの場合に申請に係る者に対し、法第百二十条第一項の指示に従うべきことを命ずることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請に係る者に対して、異議があれば一定の期間内に申し出るべき旨の催告をし、その期間内に異議の申出がないとき ・異議の申出に正当な理由がないとき 						
	対応区分	1 聴聞の実施 弁明の機会の付与	処理 機関	水産課	交付 機関	水産課	目次